

【男女雇用機会均等法】 【育児・介護休業法】 【パートタイム労働法】 に基づく 紛争解決援助制度について

島根労働局雇用均等室では、労働者と事業主の間で男女均等取扱い等に関するトラブル、育児・介護休業等に関するトラブル及びパートタイム労働者の差別的取扱い、均衡待遇及び通常の労働者への転換推進措置等に関するトラブルが生じた場合、当事者の一方又は双方の申し出があれば、トラブルの早期解決のための援助を行っています。

トラブル解決の援助には、男女雇用機会均等法（「均等法」）第17条と第18条、育児・介護休業法（「育介法」）第52条の4と第52条の5及びパートタイム労働法（「パート法」）第21条と22条に基づく、次の2つの方法があります。

① 労働局長による紛争解決の援助

（均等法第17条・育介法第52条の4・パート法第21条）

② 機会均等調停会議、両立支援調停会議及び均衡待遇調停会議による調停

（均等法第18条・育介法第52条の5・パート法第22条）

この2つの制度は、労働局長又は調停委員が公平な第三者として紛争の当事者の間に立ち、両当事者の納得が得られるよう解決策を提示し、紛争の解決を図ることを目的とした行政サービスです。

紛争の当事者である男女労働者及び事業主の方が利用できる無料の制度です。

ご利用を希望される方は、島根労働局雇用均等室までご連絡ください。

島根労働局 雇用均等室

電話 0852-31-1161

男女雇用機会
均等法

育児・介護
休業法

パートタイム
労働法

に基づく 都道府県労働局長による紛争解決援助制度

島根労働局長が、労働者と事業主との間のトラブルを公正・中立な立場から、当事者双方の意見を十分に聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策の提示（助言・指導・勧告）をすることにより迅速にトラブルの解決を図る制度です。

雇用均等室にお電話等で制度の利用を申出ることができます。

機会均等調停会議

【均等法】

両立支援調停会議

【育介法】

均衡待遇調停会議

【パート法】

による調停制度

島根労働局長において選任されている調停委員が、当事者である労働者と事業主双方から事情を伺い、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る制度です。調停は、弁護士や大学教授等の労働問題の専門家が援助の主体となり、より高い公平性、中立性、的確性が期待できます。

雇用均等室に調停申請書を提出することで、援助が始まります

男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助の対象

下記に関する労働者と事業主との間の紛争

- 以下に関する性別による差別的取扱い

募集・採用(※)、配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進・降格・教育訓練、一定の範囲の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新

- 一定の範囲の間接差別
- 婚姻を理由とする解雇等、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱い
- セクシュアルハラスメント
- 母性健康管理措置

※募集・採用については、調停の対象とはなりません。

育児・介護休業法に基づく紛争解決援助の対象

下記に関する労働者と事業主との間の紛争

- 育児休業制度、介護休業制度
- 子の看護休暇制度、介護休暇制度
- 子育て中の所定外労働の免除
- 時間外労働の制限、深夜業の制限
- 育児短時間勤務等の措置、介護短時間勤務制度等の措置
- 育児休業等を理由とする不利益取扱い
- 労働者の配置に関する配慮

パートタイム労働法に基づく紛争解決援助の対象

下記に関するパートタイム労働者と事業主との間の紛争

- 労働条件の文書交付等
- 待遇の差別的取扱い
- 職務の遂行に必要な教育訓練
- 福利厚生施設の利用の機会の配慮
- 通常の労働者への転換を推進するための措置
- 待遇の決定についての説明

→詳しくは、[職場でのトラブル解決の援助を求める方へ](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/woman/index.html)【厚生労働省 HP】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/woman/index.html
をご覧ください。